

無料低額宿泊所における
「契約書」「重要事項説明書」「生活のしおり」
【作成例】

令和2（2020）年3月

栃木県保健福祉部保健福祉課

1 『「契約書」「重要事項説明書」「生活のしおり」』【作成例】作成の目的

社会福祉法においては、無料低額宿泊所の利用に際し、事業者を利用契約の締結及び契約書等の文書交付を義務付けています。

そのため、県においては、無料低額宿泊所の事業を運営する事業者が作成する契約書等の作成例を作りました。

現時点において記載が必要と考えられる事項を盛り込みましたので、各施設におかれ
ては、新たに契約書等を作成する際や既存契約書等の見直しの際に、この作成例を参考と
して、自らの施設の実情に適合したより良い契約書等を作成いただくようお願いします。

※社会福祉法第 77 条

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

※無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）第 14 条

無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 『「契約書」「重要事項説明書」「生活のしおり」』作成上の留意点

(1) この作成例は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年栃木県条例第 5 号）第 2 条及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）第 14 条に規定されている「入居申込者に対する説明、契約等」を具体化するものとして作成しました。

(2) この作成例は、事業者が入居申込者に対する説明及び契約締結の内容として望ましいと思われる一般的事項を記載したものです。このため、個々の施設におかれては、施設の実情を踏まえ、自らの施設に応じた内容としてください。

(3) この作成例では、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約等を一元化して作成していますが、それぞれに作成することも可能ですので、個々の施設に適した形を採用してください。また、契約書等の作成に当たっては、地元市町の関係課などの考え・意見を踏まえたものとしてください。